



巻頭言 18回目の新年を迎えて

建築基本法制定準備会 会長 神田 順

新年おめでとうございます。昨年は、新型コロナウイルスが人間社会に問いかけました。自然の中で、集住することで豊かな社会を築いてきた人間、そうして出来た社会の、都市の脆弱性と暮らしの意味を考えさせられました。

さて建築基本法制定準備会も18回目の新年を迎えました。昨年4月に「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」を刊行し、少しずつ議論の輪を広げてまいりました。多くの建築主が、建築を経済価値のみのために作ったり壊わしたりすることは問題であるという現実を論じ、国も社会も法律を守っての経済活性化こそが豊かさかのように動いている自由主義経済の行きすぎを、変えなくてははいけないと思っています。

建築は、建築主の収益のためだけにあるのではなく、住む人、使う人が気持ちよく暮らすための存在です。したがって私有財産であると同時に社会資産であるということも、建築基本法制定の議論の中で訴えてきました。それを国民の共通認識にできれば、建築基準法という怪物のような法律がなくても、それぞれの自治体で地域で、気持ちよく暮らせる、美しいまちなみの社会が作れるのだと思います。

大地震、風水害、コロナ禍という現代を、建築の世界から変えて行きましょう。本年も、専門家の間はもちろん、建築を専門としない人々との間でも、そしてもちろん国会議員の方々とも、さらに議論を深めて、建築基本法制定への道筋ができるよう、皆で頑張りましょう。

新型コロナウイルス感染防止の「換気の悪い密閉空間」で思うこと

名細 環境・まちづくり研究室 主宰

建築基本法制定準備会 幹事 牧村 功

わが国の感染防止対策の現況

中国・武漢で新型コロナウイルス感染が確認されて早や1年過ぎた。世界の大都市では、感染拡大防止のため、都市封鎖や夜間外出禁止令が出されているが、わが国では、「3つの密(①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面)を避けましょう。マスクを着用しましょう。手洗いを励行しましょう。感染拡大状態の都市での不要不急の移動を避けましょう。」との行政からの要請に基づいて、国民は自己管理しながら生活している。感染拡大の第一波、第二波、さらに、第三波を乗り越えようとしているが、ワクチン接種が生活するための当然の行動となる社会になるまでには、まだまだ、波は次から次へと押し寄せてくるであろう。

一般ビルの建築・設備の現況

このウィズコロナ、アフターコロナ時代に、建築専門家に投げかけられた課題は、3つの密のうち①「換気の悪い密閉空間」である。戸建て住宅では、部屋の2か所の窓を定期的に開放し、空気の入替えをすることは可能であるが、一般のビルは今どきの様になっているか。

クラスターとなったバー、カラオケボックスは出入りの扉があるのみで、開放できる窓がない。換気も最少量の外気しか送られていない。

一つのビルに数千人が執務する超高層ビルはどうなっているのか。外壁は嵌め殺しのガラスで覆われ、出入り口は回転式ドアで人の出入りによる隙間風を最少にしている。エレベーターのかご、事務室、会議室など、気密性の高い密閉空間である。そのなかで1日を過ごす。天井には個別分散型空調機があり、最少外気の導入により、室内の温熱環境を保持している。省エネ性・快適性・利便性・経済性から計画されたビルであるが、街の雑居ビルをスペース借りで営業している飲み屋と換気性能は全く同じレベルである。

超高層大規模ビルはこれでいいのであろうか。

一般空調設備でウイルス除去ができるのか

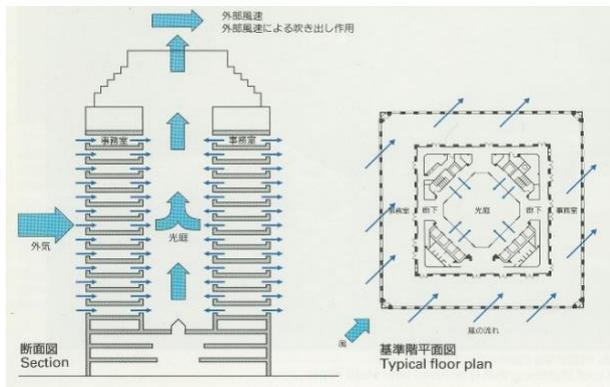
1985年に竣工した新潟県庁行政庁舎は、18階建ての高層ビルであるが、建物の真ん中に光庭を設け、自然換気、自然採光、自然排煙を可能としている。



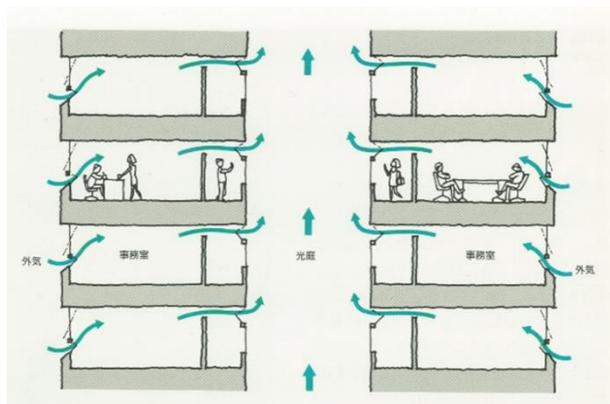
信濃川左岸からの新潟県庁舎

春や秋の6か月間は、執務室の外壁小窓、中廊下側と光庭の高窓を明け、外気の微風と光庭の吸出し効果を利用して自然通風を、外気と室内の温度差による自然換気を活用したパンプシステムで、執務室の快適性を保持している。

夏や冬の6か月間は、冷凍機やボイラを熱源とし、中央空調方式と窓際のラジエータのアクティブシステムで執務室の温熱環境を保持している。各執務室への調和空気は、最少外気から全外気取り入れまで制御でき、外気冷房を可能としている。さらに、災害にも強い、タフな庁舎として建設された。



風力換気概念図



温度差換気概念図

BCP、BCMは、地震・強風・洪水の自然現象時に、被害を受けても企業・組織の機能を維持し続けられるように対応する、建築・設備の構築と維持運用のマネジメント方式であるが、新型コロナウイルス感染拡大も自然災害の一つであることから、建物の構築と運用を計画していく必要がある。

超高層ビルが、嵌め殺し窓を一部開閉可能な窓に改修し、「換気の悪い密閉空間」と言われない外気・自然と呼吸できるビルに変わっていくことを願っている。

自然換気できるからと言って、安心できる居住・執務環境であるとは言えない。コロナ感染者から排出される飛沫に含まれる新型コロナウイルスはエアロゾル状になると、10時間も空気中で活動し続けるといわれており、室内空気を再循環している一般空調システムでは、ウイルス濃度を希釈することができてもゼロにすることはできない。

バイオクリーンルームといわれる病院の手術室やSPF実験動物飼育室、感染症研究施設にあるバイオセーフティレベル(BL-4)実験室などの空調換気システムのように、フォーナイン以上の超高性能エアフィルタを用いて初めてウイルスをろ過できることになる。一般空調システムをバイオクリーンなシステムに改修することは現実的ではない。せめて、窓を開放できる建物に改修していくことが恒久対策の一つである。

住宅での換気対策

戸建て住宅や集合住宅での通常の換気計画は、キッチン、浴室、トイレでの局所換気設備の間欠運転と、24時間換気システム(換気回数0.5回/h)の連続運転で外気を室内に取り入れている。特別な居住環境を阻害するガスや粉塵の発生がない限り、このレベルの換気で十分良好な居住環境を得られる。

室内環境改善のため、日中は、窓の開放で換気をすることができるが、就寝中の夜間には操作困難である。24時間換気システムを運転し続けることが対策の一つである。さらに、家族に感染の疑いのある人がいる場合には、局所換気設備を連続運転すれば、共用スペースを負圧に保つことが可能になる。

しかし、冬季この運転操作を続けると、室温の低下につながる。室温が下がった時に、寒さを防ぐための人体に有効な暖房方式は、遠赤外線暖房器などの輻射(放射)暖房である。人は、空気温度・湿度・気流・放射温度で冷暖を感じる。昔の囲炉裏や焚火で暖を採るのと同じである。

今ある換気設備と開閉窓を有効活用することがまず必要である。

専門家のあるべき姿

建築にかかる仕事をしている専門家は、建築関連学会・協会や職能団体に所属している。これらの団体は、新型コロナウイルス感染防止に係る問題点の洗い出しや対策を検討する委員会を組織し、情報発信し続けている。専門家である限り、ウェブサイトを通じてこれらの情報を得て、各自の活動に反映していただくことをお勧めする。

これからの建築とまちづくり PART6

～仙台まちづくりシンポジウム、各地域の活動を通じて仙台の都市ビジョンを考える～

晩秋の仙台メディアテークで11月24日(火)午後から仙台まちづくりシンポジウムが開催された。今回で6回目。こちらでは「建築・まちづくり基本法を考える会」を地元の建築団体を中心に組織しており地元の建築とまちづくりに取り組んでいる。

建築基本法の制定への取り組みでは「建築・まちづくり基本法」を掲げ建築だけでなくまちづくりにもつながる活動を展開している。

今回は、仙台駅東口、定禅寺通り、荒井地区という仙台を代表する3つの地区のまちづくり活動を題材として多様な視点での都市ビジョンや専門家の役割について意見交換を行った。会場は1階のオープンスクウェアでコロナ対策を徹底した上での開催だった。

第一部 基調講演

建築・まちづくり基本法を考える会の三部佳英氏からは「建築・まちづくり基本法について」の講演があった。地元のまちづくりについて基本的な理念としてこの基本法の考え方を踏まえ活動することでより質の高い

建築やまちづくりが可能となっているとの事例紹介があった。県立美術館の解体方針とその後の撤回、復興まちづくりでの建築や地区計画、市役所の建替えなどに寄与している。神田順建築基本法制定準備会会長からは、建築基本法制定に取り組み始めたきっかけや現状の活動状況の報告を行い、専門家の役割は何か、自治体の役割とは何かといった問題提起も行った。



せんだいメディアテーク外観

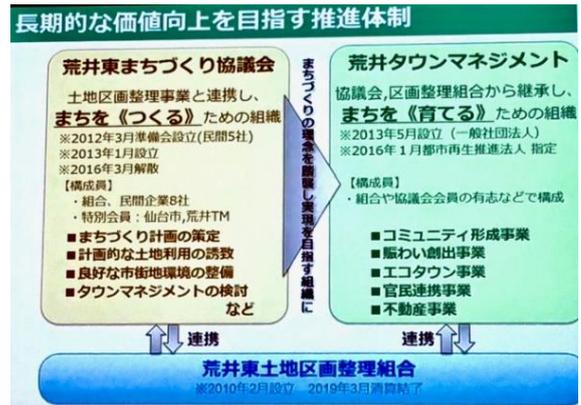
第二部 プレゼンテーション

～仙台の都市ビジョンを考える～

地域のまちづくりを担う3名の方がそれぞれその取り組みについて語った。せんだいリノベーションまちづくり実行委員会の小島博仁委員長がコーディネーターを務めた。これまでは“まちにものを作る”ことがまちづくりと言われてきたが、“まちを運営する”視点での取り組みも大切だ。道、公園、住む、働く場所、古い建物を作り替える、防災などだ。ビジョンをルール化する。市民意識の変化をどうまちづくりにコミットするか。時代と共に計画の構造変化が起こっている。ツリー型からネットワーク型・アメーバ型へ移行している。

真の市民協働とは行政、市民、事業者市民(NPO、ボランティア、企業)が受益者である市民にサービスを提供することだ。まちを育てる、運営するマネジメントが大切だ。

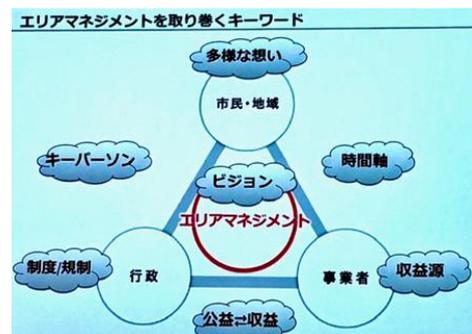
一般社団法人荒井タウンマネジメントの高橋昌勝副代表は「荒井タウンマネジメント」について語った。まちづくり協議会、土地区画整理組合から継承し2013年5月組合や協議会会員有志でまちを《育てる》ための組織を立ち上げた。コミュニティ形成事業、賑わい創生事業、エコタウン事業、官民連携事業、不動産事業などを行っている。これらの事業を通じてしっかり稼いでその利益をまちに還元する。



仙台駅東まちづくり協議会の松坂卓夫理事長は「仙台東まちづくり」について語った。昭和53年から仙台駅東部開発推進協議会が活動していたが15年前から休眠状態となり仙台駅東口活性化連絡協議会が平成27年からエリアマネジメントに取り組んでいる。そのビジョン「街の将来像」は、住む、働く、楽しむ、学ぶとしており多様なアクティビティが展開できるまちを目指している。

NPO都市デザインワークスの榎原進代表理事は「定禅寺通エリアのまちづくり」を語った。1987年に定禅寺通街づくり協議会を立ち上げ、1992年には地区街づくり宣言を行い地区の計画に取り組んだ。幅員26mの中央にある緑道を公園に位置づけ利活用ができるようにした。そして新たに基本構想もつくった。更に2018年には活性化検討会を立ち上げ次世代へつなぐ検討を始めた。

その翌年に立ち上げた「せんだい都心再構築プロジェクト」は会員が180人となった。この道路を歩行者利便増進道路とするとともに、明日から施行される滞在快適性等向上区域にも指定し居心地が良く歩きたくなる街を目指している。協議会が中心となりエリアマネジメントを進めていきたい。



第三部 パネルディスカッション

プレゼンテーションに登場したメンバーが「これからの建築とまちづくり」を語った。小島氏は人々の共感が大事だと。自らまちを運営し住みやすいまちをつくる。行政の役割は市民からの信頼をベースにキャッチボールできる関係を築くこと。特区制度などを活用し岩盤規制を排除する。行政は情報の宝庫だが出し方が分からない。民間はおねだりではなく自ら努力すること。専門家の役割も大切だ。風景として何を指すか。ビジョンづくりが大切だ。定禅寺通りは10年頑張っている。時間軸の中で誰

が実現していくかだ。情報発信やデジタル化も必要だ。まちづくりの諸課題に対してトータルに対応できる専門家が欲しい。柔軟性が大切だ。全体のイメージを固め具体化の方策を練る。行政と専門家、そして地域との連携が大切だ。



左から榎原、小島、松坂、高橋の各氏

以上でパネルディスカッションは終了した。

最後に主催者を代表して建築・まちづくり基本法を考える会松本純一郎代表がまとめの言葉を述べた。今日のような議論は一般市民にも聞いてもらいたかった。高橋さんは「枠組みを超えた夢を」、松坂さんは「世代を超えた地道な取組み」、榎原さんは「専門家としてのきめ細かい取組み」、小島さんは「子供たちが学ぶ機会を」といった言葉が印象に残った。

そして実行委員長の中居浩二氏は、本日のような貴重な議論はしっかりと記録に残し会員の皆さんに知らせたい。今後とも建築基本法のための行動を継続していきたいと述べた。

(文責 成岡 茂)

読書会活動報告

建築基本法制定準備会 幹事 朝倉 浩樹

コロナ禍による自粛の中、どのように建築基本法制定準備会の活動や2020年4月30日に発売された「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」の冊子を多くの方に知ってもらうことができるのかを幹事会で話し合いをしておりました。その時にオンラインのZoomを活用し、読書会という形で多くの方に参加して頂いたらどうかと提案し、読書会を開催する運びになりました。

読書会の参加者を募集する為にSNSを活用し、フェイスブックやインスタグラムを開設しました。週に1度「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」の冊子の文章を少しずつ載せて読書会の案内をおこなうことにしました。

そして、第1回の読書会を2020年8月28日(金)に開催し、これまで約1か月に1度のペースで計4回開催させて頂きました。まだまだインスタグラムからの参加者は少ないですがフォローが330名ほどになりました。

できるだけ参加された方にお話して頂けるように自己紹介や感想などを間に入れて話しやすい環境づくりを心掛けておりますが、時間が足りずに本題の議論を深めていくことが困難な状況になり時間配分の難しさを感じています。

また、テーマがどうしても広くなり、多くの方のご意見を聞こうとすると一つの議論について深めていくことの難しさも感じています。

読書会の評価アンケートは毎回参加者をお願いしており、よかった点や改善したい点を記入して頂いております。アンケートでは時間が短いとのご意見を多く頂いております。90分を120分にして進めていければと考えています。

これまでに開催した読書会4回ともに約10~15名が集まり、開催するたびに数名の新規の方にご参加頂いておりますが、今では上記のような課題が浮き彫りになりました。継続することが何より大切だと思いますが2021年度には少しずつ課題を改善し、もっと一般の方を含め多くの方にご参加頂けるような読書会にしていきたいと思っております。

一般の方との読書会を通して思うこと

建築基本法制定準備会 幹事 成岡 茂

4月に発売した「建築基本法制定」をテキストにオンライン読書会に参加しています。読書会には準備会のメンバー、建築の専門家、そして一般の方で建築とまちづくりに関心をお持ちの方に参加いただいております。建築関係者は主に自らの専門分野から見る建築基本法について語ります。一般の参加者はやはり自ら体験した建築やまちづくりの問題点を発信されます。

この読書会を通じて準備会会員になられた方もおられます。彼女は自ら住まわっている2階建ての住宅地に突然7階建てのマンションが建築され自宅が日影となり、そこから現行の建築基準法と都市計画法の問題点や限界に気づかれ建築基本法の必要性を感じたと仰っています。今回発行された書物を読むことで建築にもその理念を掲げた基本法が必要との意を強くされたようでした。

マンションの管理問題に関心を持たれるマンション管理士の方にも参加していただきました。5階建の集合住宅の改修が難しい。答えのない社会的課題を多様な人々が議論を深め解決していくダイバーシティが理想だと。

長年構造設計をやられている専門家からは鉄筋コンクリート造の高層マンションに不適格物件がある。地震で残留変形が残りエレベーターが動かなくなる課題があると。

不動産業をやられている方からは中古物件の鑑定が難しいとの提起がありました。

古民家再生に取り組んでおられる建築士からは、我が国の伝統ある伝統木造建築が建築の主流となっていない現状が嘆かわしい。歴史と文化を踏まえた建築とまちづくりを広げたいと。

一般のユーザーそして専門家はそれぞれに多くの課題を抱えている。この読書会がそれらの課題をあぶりだし、参加者が解決の糸口を見出すきっかけになればと思います。

事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845

住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16

建築設計事務所アトリエ 71

E-mail: info@kohonho.jp / http://www.kohonho.jp/